

居宅療養管理指導 重要事項説明書

(規定の目的)

第 1 条 この規定は、医療法人順和が開設する長尾病院（以下、「事業所」という）が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下、居宅療養管理指導等という）について、その運営に関する事項を定め効果的な運営と利用者に対する適正な処遇を確保する事を目的とします。

(事業の目的)

第 2 条 要介護の認定を受けられた方に対し、医師が通院困難な要介護者等の自宅を訪問して計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、利用者及び家族へ療養上の管理及び指導を行います。また、利用者の同意を得た上でケアマネージャーやサービス事業所への情報提供を行います。

(事業所の名称等)

第 3 条 居宅療養管理指導事業者の概要は以下の通りです。

- (1) 名 称：医療法人順和 長尾病院
代表者：理事長 服部 文忠
所在地：福岡市城南区樋井川 3-47-1
電 話：092-541-2035
- (2) 居宅療養管理指導を行う医師

(営業日及び営業時間)

第 4 条 居宅療養管理指導を行う日、時間は原則として下記の通りです。

- (1) 月曜日～金曜日の 9：00～17：00 です。
- (2) 祝日及び 8 月 14・15 日 12 月 30 日～1 月 3 日は休診とさせていただきます。
その他、臨時休診する場合はその都度、お知らせ致します。

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 事業所の事業実施地域は次の通りです。

福岡市城南区・南区・中央区・早良区・西区・博多区、春日市、那珂川市

(利用料その他の費用)

第 6 条 事業所は法定代理受領サービスに該当する居宅療養管理指導等を行った場合は、当該費用基準額の 1 割～3 割の額の支払いを受けるとします。

(1) 居宅療養管理指導費 (I)

① 単一建物居住者 1 名の場合 (1 月に 2 回を限度)

515 単位 × 10 円 = 5,150 円	利用者負担金 : 515 円 (1 割負担)
	利用者負担金 : 1,030 円 (2 割負担)
	利用者負担金 : 1,545 円 (3 割負担)

② 単一建物居住者 2～9 人の場合 (1 月に 2 回を限度)

487 単位 × 10 円 = 4,870 円	利用者負担金 : 487 円 (1 割負担)
	利用者負担金 : 974 円 (2 割負担)
	利用者負担金 : 1,461 円 (3 割負担)

③ 単一建物居住者 10 人以上の場合 (1 月に 2 回を限度)

446 単位 × 10 円 = 4,460 円	利用者負担金 : 446 円 (1 割負担)
	利用者負担金 : 892 円 (2 割負担)
	利用者負担金 : 1,338 円 (3 割負担)

(2) 居宅療養管理指導費 (II)

※当該医師が当該月に医療保険で在宅時医学総合管理料を算定している場合

① 単一建物居住者 1 名の場合 (1 月に 2 回を限度)

299 単位 × 10 円 = 2,990 円	利用者負担金 : 298 円 (1 割負担)
	利用者負担金 : 598 円 (2 割負担)
	利用者負担金 : 897 円 (3 割負担)

② 単一建物居住者 2～9 人の場合 (1 月に 2 回を限度)

287 単位 × 10 円 = 2,870 円	利用者負担金 : 286 円 (1 割負担)
	利用者負担金 : 574 円 (2 割負担)
	利用者負担金 : 861 円 (3 割負担)

③ 単一建物居住者 10 人以上の場合 (1 月に 2 回を限度)

260 単位 × 10 円 = 2,600 円	利用者負担金 : 259 円 (1 割負担)
	利用者負担金 : 520 円 (2 割負担)
	利用者負担金 : 780 円 (3 割負担)

なお、指定難病等の公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもありますのでご相談ください。

(受給資格等の確認)

第 7 条 事業所は、居宅療養管理指導等の提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 8 条 1. 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

2. 事業所は、居宅療養管理指導等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める事とします。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 9 条 1. 事業所は、居宅療養管理指導等の提供の開始に際し、要介護認定、要支援認定（以下、要介護認定等という。）を受けていない申込者について、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

2. 事業所は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとします。

(サービス提供の記録)

第10条 1. 事業所は、居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとします。

2. 事業所は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとします。

(秘密保持等)

- 第11条 1. 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
2. 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとします。
3. 事業所は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとします。

(苦情処理)

- 第12条 1. 事業所は、その提供した居宅療養管理指導等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置し、別紙「相談・苦情の窓口について」に基づいて措置するものとします。
2. 事業所は、その提供した居宅療養管理指導等に関し、市町村が行う文書等の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
3. 事業所は、その提供した居宅療養管理指導等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第13条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとします。
1. 正当な理由なしに介護保険サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

附則

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。